

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成24年5月17日(2012.5.17)

【公開番号】特開2012-51215(P2012-51215A)

【公開日】平成24年3月15日(2012.3.15)

【年通号数】公開・登録公報2012-011

【出願番号】特願2010-195083(P2010-195083)

【国際特許分類】

B 41 M 5/382 (2006.01)

B 41 M 5/50 (2006.01)

B 41 M 5/52 (2006.01)

【F I】

B 41 M 5/26 101 H

B 41 M 5/26 H

【手続補正書】

【提出日】平成24年3月26日(2012.3.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基材と、該基材の一方の面に少なくとも保護層、及び受容層が積層されてなる中間転写媒体であって、

前記保護層は、数平均分子量(M_n)が12000以上、Tgが60以上的高重合度ポリエステル、ポリカーボネート、及びポリエステルウレタンの群から選択される1種、又は2種以上の混合物を該保護層の総質量に対し50質量%以上の割合で含有することを特徴とする中間転写媒体。

【請求項2】

前記保護層が、前記数平均分子量(M_n)が12000以上、Tgが60以上的高重合度ポリエステルと、前記数平均分子量(M_n)が12000以上、Tgが60以上的ポリカーボネート、及びポリエステルウレタンの何れか一方又は双方を含有する場合において、

前記保護層は、前記数平均分子量(M_n)が12000以上、Tgが60以上的高重合度ポリエステルと、前記数平均分子量(M_n)が12000以上、Tgが60以上的ポリカーボネート、及びポリエステルウレタンの何れか一方又は双方との総質量に対し、前記数平均分子量(M_n)が12000以上、Tgが60以上的高重合度ポリエステルを50質量%以上の割合で含有することを特徴とする請求項1に記載の中間転写媒体。

【請求項3】

前記基材と、前記保護層との間に剥離層が設けられていることを特徴とする請求項1又は2に記載の中間転写媒体。

【請求項4】

前記保護層の厚さが2μm～15μmであることを特徴とする請求項1乃至3の何れか1項に記載の中間転写媒体。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 1】

上記課題を解決するための本発明は、基材と、該基材の一方の面に少なくとも保護層、及び受容層が積層されてなる中間転写媒体であって、前記保護層が、数平均分子量(M_n)が12000以上、 T_g が60℃以上の高重合度ポリエステル、ポリカーボネート、及びポリエステルウレタンの群から選択される1種、又は2種以上の混合物を保護層の総質量に対し50質量%以上の割合で含有することを特徴とする。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 2

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 2】

また、前記保護層が、前記数平均分子量(M_n)が12000以上、 T_g が60℃以上の高重合度ポリエステルと、前記数平均分子量(M_n)が12000以上、 T_g が60℃以上のポリカーボネート、及びポリエステルウレタンの何れか一方又は双方を含有する場合において、前記保護層は、前記数平均分子量(M_n)が12000以上、 T_g が60℃以上の高重合度ポリエステルと、前記数平均分子量(M_n)が12000以上、 T_g が60℃以上のポリカーボネート、及びポリエステルウレタンの何れか一方又は双方との総質量に対し、前記数平均分子量(M_n)が12000以上、 T_g が60℃以上の高重合度ポリエステルを50質量%以上の割合で含有していてもよい。また、前記基材と、前記保護層との間に剥離層が設けられていてもよい。また、前記保護層の厚さが2μm～15μmであってもよい。